

ホタテガイ養殖業の魅力発信動画等作成業務委託 仕様書

1 目的

漁業就業希望者や進路選択前の学生等に対し、本県ホタテガイ養殖業の魅力を広く発信するほか、就業後の収入や労働スケジュール等をイメージしてもらうため、動画及び所得向上プログラム（就業後の所得等をイメージできるPRデータ）を作成する。

2 委託業務名

ホタテガイ養殖業の魅力発信動画等作成業務

3 業務委託期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 委託業務の内容

（1）動画制作

ア 動画撮影

- ・委託者が別途指定する青森県平内町のホタテガイ養殖業者1名について、養殖作業風景及びインタビューを撮影する。

イ 動画制作

- ・アで撮影した素材から、VR動画（360度動画）、平面長尺動画、ショート動画を、それぞれ1本以上制作する。
- ・制作する動画はYouTubeで公開できる形式とし、VR動画と平面長尺動画はそれぞれ5～10分間、ショート動画は1～3分間とする。

ウ 被撮影者への傭船料支給

- ・被撮影者に対し、県の規定に基づく傭船料（約5万円）を支給する。

エ VRゴーグルの手配

- ・制作したVR動画を視聴することができるゴーグルを1個納品する。

（2）所得向上プログラムの作成

ア 漁業者へのヒアリング調査

- ・陸奥湾沿岸（外ヶ浜町～むつ市）のうち4か所において、委託者が指定する複数の操業形態（例 従業員を雇用する大規模養殖、家族経営等）について、ホタテガイ養殖業者や漁業関係者1～3名へのヒアリング調査を実施する。
- ・ヒアリング項目は、所得向上プログラム作成に必要な収入や経費等とし、委託者と協議の上決定する。

イ 結果取りまとめ・所得向上プログラム作成

- ・アの調査結果を取りまとめる。
- ・アの調査結果、委託者が別途提供する漁獲数量等の統計データ及び令和6年度に実施した就業形態の調査結果等に基づいて、所得向上プログラム（PRデータ）を作成する。
- ・作成した所得向上プログラムは印刷して利用するほか、県ホームページにも掲載するため、掲載に当たって必要なテキストデータや画像データを抽出する。

5 その他

- (1) 実施に当たっては、委託者と協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、成果に係る著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）を委託者に譲渡すること及び、著作者人格権を行使しないことについて、同意書を提出すること。
- (3) 本業務委託仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議すること。

6 納入物

- (1) 動画制作
 - ア 制作した動画
 - イ VR ゴーグル 1個
- (2) 所得向上プログラム
 - ア ヒアリング調査結果（Word または Excel 形式）
 - イ 所得向上プログラム（PDF やパワーポイント等の委託者が利用可能な形式）
 - ウ ホームページ掲載に必要な、所得向上プログラムのテキストデータ及び画像データ
 - エ 所得向上プログラムを印刷した見本1部（A3 サイズ1枚程度で、丈夫な紙を使用）
- (3) 契約書に基づいて提出する書類
 - ア 完成届（業務を完了したとき、押印不要）
 - イ 請求書（検査結果通知後、押印したもの）
- (4) 著作権に係る同意書（押印したもの）

※ (1) ア、(2)、(3) アについては、電子データによるメール提出を可能とする。

7 提出先 青森県農林水産部水産局水産振興課